

”あおり運転”罰則強化へ

政府は2020年6月9日、あおり運転(妨害運転)の違反点数等を定めた改正道路交通法施行令を閣議決定しました。

あおり運転の摘発と共に2020年6月30日から施行される見通しです。

あおり運転は1回の違反で免許が取り消しになります。

	25点	著しい危険(注1) 35点
違反点数	25点	35点
欠格期間(注2)	2年	3年
罰則	3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金	5年以下の懲役 又は100万円以下の罰金

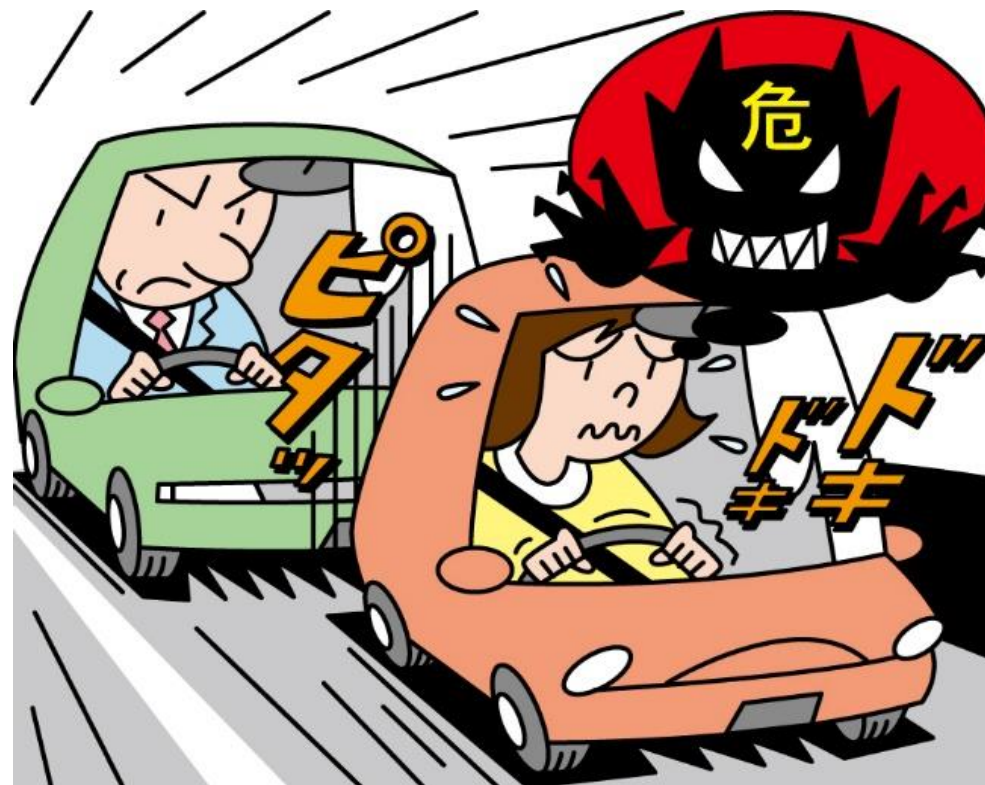
注1.高速道路上で相手を停車させるなどの行為

注2.免許を再取得できない期間

あおり運転(妨害運転)の定義となる10類型

- 車間距離不保持
- 危険な車線変更
- 急ブレーキ
- パッシング
- 割り込み
- 最低速度未滿の走行
- 幅寄せ・蛇行
- 違法な駐停車
- 不必要なクラクション
- 対向車線からの接近

交通パートナーに対して
思いやり・ゆずり合いの心を持って
ハンドルを握りましょう



安心運転 →



Daigas
Group